

## 「第2期西脇市子ども・子育て支援事業計画」の中間年の見直しについて

### 1 見直しの概要

国の基本指針では、「教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされているため、現在の状況（教育・保育等の実績値など）から、計画の見直しが必要かどうかを検討します。

### 2 教育・保育の「量の見込み」と実績値

区分	1号認定	2号認定	3号認定		
			0歳児	1・2歳児	計
量の見込み (R3年度計画値)	164人	701人	23人	330人	353人
実績値 (R3.4.1)	124人	690人	19人	275人	294人
乖離率	-24.4%	-1.6%	-17.4%	-16.7%	-16.7%

### 3 計画の見直しの要否

#### (1) 教育・保育の量の見込み及び確保の内容等の見直し

現計画期間は、市立幼稚園の閉園（R4）と認定こども園への就学前教育・保育の一元化の過渡期となっていることに加え、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、認定こども園等の入園控えがあった可能性もあり、現時点では、実績値の評価が難しく、計画の中間見直しの必要性についての判断が困難となっています。

各認定における量の見込みと実績値との比較では、一部数値の乖離も見られますが、全体として提供体制は確保できており、今後も計画どおりの園児の受入れが可能であることから、上記の状況も踏まえ、計画中間年における見直しは実施しないこととします。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の内容等の見直し

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等の見直しについては、教育・保育の量の見込み等の見直しに併せて、必要に応じ、行うこととされています。

実績値と量の見込みについて、一部乖離も見られますが、提供体制は確保できており、基盤整備を行う必要もないことから、同様に見直しは実施しないこととします。